

平成21年 6月 22日

図面のない建物の評定過程の変更

四国耐震診断評定委員会
委員長 松島 学

最近、構造図面のない建物の診断、補強が評定会に持ち込まれています。これは当初、予定していた状況と異なり、評定会の審査時間及び受託事務所の調査作業に、多大な負担を強いる結果となっています。

この状況を変えるため、今後評定会では図面のない建物の場合、評定は直接受け付けないものとしします。

今後、発注者または受託事務所は建物の調査を行い図面の復元をして、その復元図を評定会に提出して、適切に復元されているかの判断を得てから、診断および補強の設計に入ってください。なお、調査方法や復元図の作成については、「審査フロー」に基づいて行ってください。

平成21年 6月22日

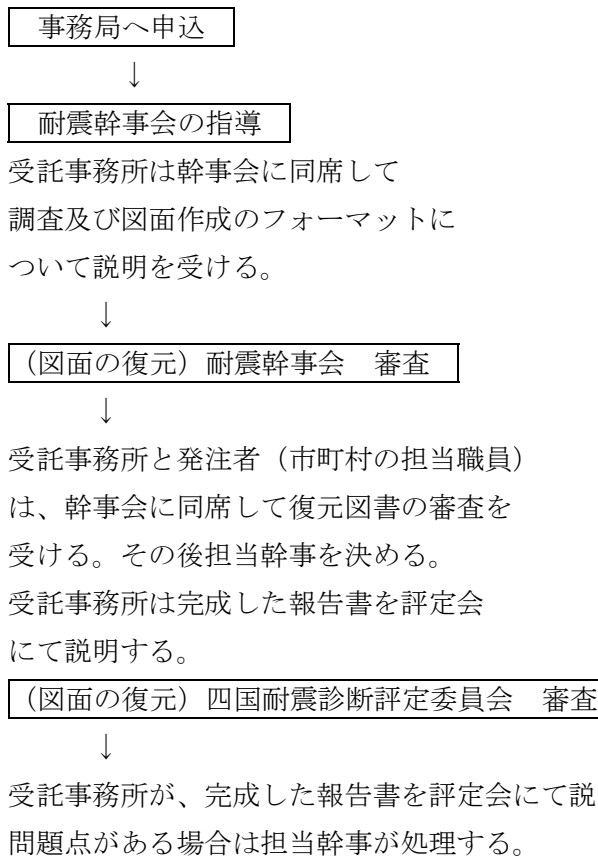
四国耐震診断評定委員会
事務局
(社) 高知県建築士事務所協会

図面のない建築物の評定過程の変更について

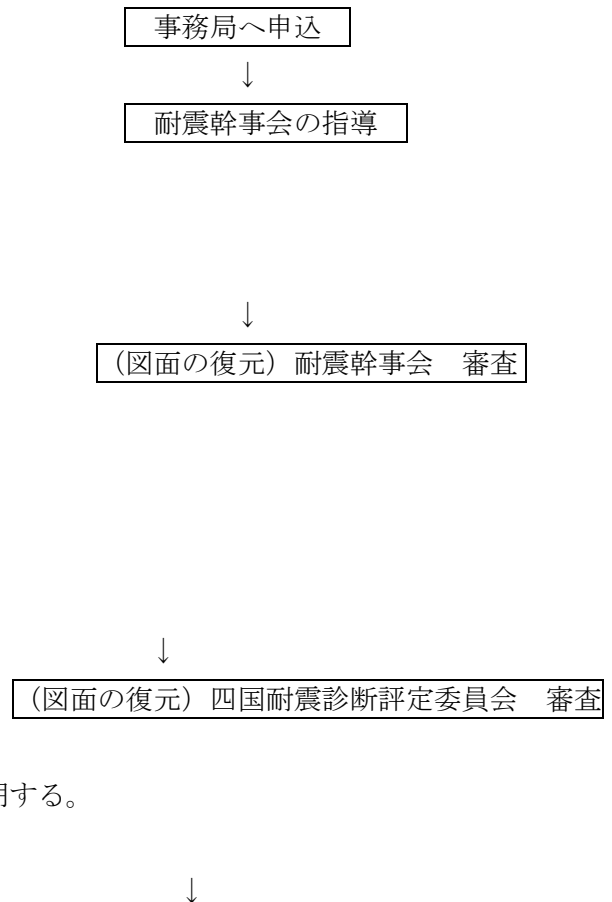
別紙のとおり、四国耐震診断評定委員会からの変更事項の連絡がありました。
該当物件の評定は以下のような要領で取り扱いますので、注意してください。
また、図面のない低強度建築物の補強設計の評定は行いません。

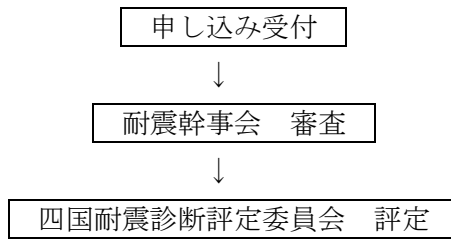
図面のない建築物の審査フロー

耐震診断



補強改修





1. 実施時期について

平成21年8月1日以降申込み物件についてこの方法に変更します。

2. 評定料等について

平成21年9月1日発注分より取り扱いします。

(それ以前の該当建築物は事務局へ相談してください。)

評定手数料は 「四国耐震診断評定委員会規程」 第10条別表 4による。